鹿児島県公報

平成24年8月21日(火)第2831号



示

発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金) 定価 送料共1箇月2,650円

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告 数角定院等の割字

- ○救急病院等の認定
- ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定
- ○土地改良区の役員の就退任の届出
- ○公共測量の実施(3件)

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示

公安委員会公告

○警備員等検定合格者審査実施公告

(地域医療整備課取扱い) 1

(水産振興課取扱い) 1

(農地整備課取扱い) 1

(監理課取扱い) 2

(生活環境課取扱い) 2

(生活安全企画課取扱い) 3

告示

鹿児島県告示第960号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、次の病院 を救急病院として認定した。

平成24年8月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病院の名称	所 在 地
公立種子島病院	熊毛郡南種子町中之上1700番地22

2 認定の有効期限 平成27年8月11日

鹿児島県告示第961号

肝属郡東串良町川東4844番地1 楠正水産有限会社代表取締役楠田勇二及び曽於郡大崎町横瀬1628番地 大正水産有限会社代表取締役大和学からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年8月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 東串良町・大崎町区域 (東串良漁業協同組合の地区)
- 2 区分 主として機船船びき網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第962号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により,有明町上水流土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年8月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 上野克比古 志布志市有明町野井倉4082番地

理事 満石 勉 曽於郡大崎町菱田1241番地

理事 八久保芳宏 志布志市有明町野井倉7892番地6

理事 竹ノ内 浩 志布志市有明町野井倉7982番地3

理事 南 眞太郎 志布志市有明町野井倉6312番地2

理事 屋附 慶昭 志布志市有明町蓬原666番地1

監事 八久保紘鳳 志布志市有明町野井倉8179番地2

監事 稲付 通夫 志布志市有明町野井倉3794番地5

(任期 平成24年6月1日から平成28年5月31日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 原田 一三 志布志市有明町野井倉8077番地

理事 満石 勉 曽於郡大崎町菱田1241番地

理事 二重 純昭 志布志市有明町野井倉4064番地

理事 林 貞雄 志布志市有明町野井倉5240番地2

理事 馬場 釤藏 志布志市有明町野井倉8164番地1

監事 上野克比古 志布志市有明町野井倉4082番地

監事 蔵坪 益男 志布志市有明町野井倉6191番地

鹿児島県告示第963号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、 日置市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年8月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量 (数値図化レベル2500・10000, 地図編集レベル10000)
- 2 作業の期間 平成24年7月18日から平成25年2月4日まで
- 3 作業の地域 日置市吹上町南部地域

鹿児島県告示第964号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、 大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年8月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量(確定測量)
- 2 作業の期間 平成24年8月3日から平成25年3月15日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市串良町岡崎地内

鹿児島県告示第965号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、 大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年8月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量(確定測量)
- 2 作業の期間 平成24年8月8日から平成25年3月15日まで
- 3 作業の地域 肝付町野崎地内

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第94号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項

の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和 60年国家公安委員会規則第4号) 第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している と認めた。

平成24年8月21日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRフィーバー覇-LORD-2S	株式会社三共	2P0700
ぱちんこ遊技機	CRフィーバー創聖のアクエリオ	株式会社三共	2P0731
	∠ Ш Y		
ぱちんこ遊技機	CRくるくるぱちんこ金ダルマッ	株式会社ニューギン	2P0715
	シュ H – K X		
回胴式遊技機	デュアルストーリーN	株式会社北電子	2S0601
回胴式遊技機	SLOT牙狼XO	株式会社エレコ	2S0737

公 安 委 員 会 公 告

警備員等検定合格者審査実施公告

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に 関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第6条の 規定により、鹿児島県公安委員会が行う審査(学科試験及び実技試験を受験する者に限る。以 下「検定合格者審査」という。)を次のとおり実施する。

平成24年8月21日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 検定合格者審査の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格
 - (1) 空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(以下「旧規則」 という。)第1条第1項の表に規定する空港保安警備(次号において「空港保安警備」と いう。)に係る同項に規定する検定(以下「旧検定」という。)であって同条第2項に規 定する1級に係るもの(以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級 に係るもの(以下「旧2級検定」という。)に合格した者

(3) 施設警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備(次号において「常駐警備」という。)に 係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務に係る2級の検定合格者審査

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備(次号において「交通誘導警備」とい う。)に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備(次号において「核燃料物質 等運搬警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者

- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査 核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
- (9) 貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備(次号において「貴重品運搬警備」 という。) に係る旧1級検定に合格した者

- (10) 貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査 貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
- 2 検定合格者審査の申請の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件のいずれをも満たさない者について行う。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務 に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係 る旧規則第12条第1項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師と して従事している期間が継続して1年以上であるもの
- 3 検定合格者審査の実施日時及び場所
 - (1) 実施日時

平成24年11月22日(木)午前9時から午後1時までとする(午前8時30分までに当該旧 検定合格証を持参の上、鹿児島県警察本部1階正面玄関ロビーに集合すること。)。

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部2階生活安全部会議室(鹿児島市鴨池新町10番1号)

- 4 検定合格者審査の方法
 - (1) 1級の検定合格者審査

ア 学科試験

- (ア) 科目
 - a 警備業務に関する基本的な事項
 - b 法令に関すること。
 - c 警備業務の実施に関すること。
 - d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 問題数

10間

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

徒手の護身術の基本動作を2種類実施

(2) 2級の検定合格者審査

ア 学科試験

- (ア) 科目
 - a 警備業務に関する基本的な事項
 - b 法令に関すること。
 - c 警備業務の実施に関すること。
 - d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 問題数

10間

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施

- (3) 各級とも学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実 技試験は行わない。
- 5 提出書類
 - (1) 審查申請書 1 通
 - (2) 住所地を疎明する書面(鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧検定合格 証の交付を受けた者で、県内に居住するものに限る。) 1 通

- (3) 営業所に属することを疎明する書面(鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会か ら旧検定合格証の交付を受けた者で、県内の営業所に属する警備員に限る。)
- (4) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三分身,無背景の縦3.0センチメート ル,横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1葉
- (5) 旧検定合格証の写し 1通
- (6) 審査手数料 4,700円(4,700円分の鹿児島県収入証紙を審査申請書に貼り付けて提出す ること。)

なお、審査申請書を受理した後は、審査手数料は返還しない。

6 審査申請書の提出先

審査申請書の提出先については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県内に居住し、県内の営業所に属する警備員 住所地又は営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (2) 県内に居住し、県外の営業所に属する警備員 住所地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 県外に居住し、県内の営業所に属する警備員 営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (4) 県外に居住し、県外の営業所に属する警備員で、鹿児島県公安委員会から旧規則第8条 の規定に基づく合格証(以下「旧検定合格証」という。) の交付を受けている者 県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- 7 申請の方法

5の提出書類を持参して6の提出先警察署に、平成24年10月22日(月)から同月31日(水) までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までに行う。 なお、受審希望者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。

- 8 合格者の発表及び成績証明書の交付
 - (1) 合格者の発表は、検定合格者審査当日、検定合格者審査の実施場所において行う。
 - (2) 検定合格者審査当日,合格者には検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

受審希望者は、1の(1)から(0)までの検定合格者審査のうち、いずれかの審査についてのみ 申請することができる。

10 問合せ先

検定合格者審査についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 099-206-0110内線3014・3018) に行うこと。